

兵庫県情報セキュリティサポーターの登録及び活動に関する事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「情報セキュリティ先進県ひょうごの実現」に向け、県民への情報セキュリティの普及啓発や対策の徹底などを支援する情報セキュリティサポーターの登録及び活動に関して必要な事項を定める。

(活動内容)

第2条 情報セキュリティサポーターは、県や他の団体等と連携して、下記の活動（以下「サポート活動」という。）を行う。

- (1) 県やセキュリティ関連団体等からセキュリティ対策に関する情報を受け取り、速やかに伝達できる範囲の者に伝達する。
 - (2) 情報セキュリティに関する対策方法等の相談者に対してアドバイスを行う。
- 2 県は、情報セキュリティサポーターの名称及び活動内容等の紹介、情報セキュリティ対策情報の提供や普及啓発などによりサポート活動を支援する。

(登録)

第3条 情報セキュリティサポーターとして登録を希望する者は、兵庫県情報セキュリティサポーター登録等申込書（様式第1号）により申込みものとする。

- 2 県は、前項により登録の申込みを行った者が次に掲げる事由に該当する場合を除き、登録を承認するものとする。
 - (1) 登録等申込書に虚偽の事実を記入したことが判明した場合
 - (2) 過去に登録の取消を受けたことがある場合
 - (3) その他申込みを承認することが、事業の実施に著しい支障がある場合

(登録の期間及び更新)

第4条 登録の期間は、毎年度3月末日をもって期間満了とする。

なお、特に登録した者からの申し出がない場合は、登録をさらに1年間更新するものとする。

(登録の解除)

第5条 情報セキュリティサポーターが登録の解除を希望する場合は、兵庫県情報セキュリティサポーター登録等申込書(様式第1号)により、その旨を県に届け出るものとする。

(登録の変更)

第6条 情報セキュリティサポーターは、第3条により届け出た事項に変更が生じた場合には、兵庫県情報セキュリティサポーター登録等申込書（様式第1号）により、その旨を速やかに県に届け出るものとする。

(登録の取消)

第7条 情報セキュリティサポーターが以下のいずれかの事由に該当する場合、県は登録

を取消することができる。

- (1) 第8条の規定に違反した場合
- (2) 相当の期間にわたり、県が情報セキュリティサポーターと連絡がとれない場合
- (3) その他、登録を継続することが困難と県が判断した場合

2 前項の規定により登録の取消を行った場合、県は速やかに登録していた者に通知するものとする。

(禁止事項)

第8条 情報セキュリティサポーターは、サポート活動において以下の行為を行ってはならない。

- (1) 違法または公序良俗に反する行為
- (2) 他者の著作権・肖像権その他の権利を侵害する行為
- (3) サポート活動に関して知り得た秘密を漏洩する行為
- (4) 営利または報酬を目的とした行為
- (5) その他、他者に不利益または損害を与える行為

(サポート活動の申込)

第9条 第2条第1項第2号のサポート活動を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、県を通じて、情報セキュリティサポーターに希望する活動内容等を申込みものとする。

2 県は、前項の申込みを受けた場合、速やかにその内容等を確認のうえ、情報セキュリティサポーターと連絡をとり、利用者に通知するものとする。

3 情報セキュリティサポーターが第5条に定める登録の解除、第6条に定める登録の変更または第7条に定める登録の取消により、既に受諾したサポート活動ができなくなった場合またはサポート活動の内容に変更をきたす場合は、速やかに利用者に通知するものとする。

(サポート活動の実施方法等)

第10条 サポート活動は、情報セキュリティサポーターと利用者の合意のもと、双方の良識と責任により実施するものとする。

2 サポート活動の実施に際し、情報セキュリティサポーターに対し交通費・謝礼などが必要となる場合、情報セキュリティサポーターと利用者が協議のうえ、その金額等を決定するものとする。

3 サポート活動の実施に伴う紛争が生じた場合は、当事者間で解決するものとする。第2項により決定した費用負担に係る紛争が生じた場合についても同様とする。

4 サポート活動の実施または中断により、情報セキュリティサポーターまたは利用者等に損害が発生した場合、県はその責任を負わないものとする。

5 情報セキュリティサポーターが第9条第3項に定める通知を怠ったことにより、利用者等に損害が発生した場合、県はその責任を負わないものとする。

6 県は、情報セキュリティサポーターに対し、そのサポート活動に関して、報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 県は、情報セキュリティサポーターに関して知り得た情報を、以下の場合を除き開示、利用できないものとする。

(1) 情報セキュリティサポーターから事前に同意を得た場合

(2) 県が、当該情報セキュリティサポーターに対し、サポート活動に関する通知または連絡を行う場合

(3) 法令に基づく開示請求を受けた場合

2 第4条に定める情報セキュリティサポーターの登録期限の終了、第5条に定める登録の解除または第7条に定める登録の取消が行われた場合、県は当該情報セキュリティサポーターに係る個人情報を速やかに破棄するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、情報セキュリティサポーターの登録及び活動に関して必要な事項は県が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

様式第 1 号

兵庫県情報セキュリティサポーター登録等申込書

兵庫県情報セキュリティサポーターについて、次のとおり申込みます。

サポーター業務区分（複数回答可、 に✓（または ）を記入してください。）

- 1．県やひょうごセキュリティ推進会議から配信するセキュリティ対策情報を受け取り、身近な方々（団体内や地域コミュニティ内）に情報伝達ができる。
- 2．情報セキュリティの対応方法に関してアドバイスができる。
- 3．情報セキュリティの普及啓発の講師ができる。

いずれか1つに✓（または ）を記入してください			
新規登録	登録内容の変更 <small>（団体名・氏名及び変更箇所のみご記入ください）</small>	登録の解除 <small>（備考欄に解除理由をご記入ください）</small>	
区 分	団体 個人	いずれか1つに✓（または ）を記入してください	
団体名	<small>（ 個人での申込みの場合、記入不要です。）</small>		
フリガナ			
(代表者) 氏 名			
担当者 <small>（ 団体での申込みの場合）</small>	(フリガナ) ----- (氏名)	(部署名)	
住 所	〒		
電 話		FAX	
E-mail			
ホームページURL			
備 考			

印は記載必須項目です。

なお記載された個人情報については情報セキュリティサポーターについての連絡・案内以外に使用することはありません。

< 申込み・お問い合わせ先 >

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 - 1 0 - 1
 兵庫県 企画県民部企画財政局情報企画課 情報管理係
 E-mail: johokikaku@pref.hyogo.lg.jp
 TEL 078-341-7711 (内線 2164) FAX 078-362-9027

ここは何も記入しないでください

受付年月日	
登録年月日	
登録番号	